

薬生食輸発1101第2号
令和4年11月1日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和4年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(インド産赤とうがらしのエチオン及びメタミドホス、タイ産アカワケギ(アカシャロット)のハロキシホップ並びに中国産そばのハロキシホップ)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和4年10月26日付け薬生食輸発1026第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、インド産赤とうがらし及びタイ産アカシャロットの輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、インド産赤とうがらしのエチオン及びメタミドホス並びにタイ産アカワケギ(アカシャロット)のハロキシホップに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

また、中国産そばのハロキシホップについて、検査命令の対象としたことから、モニタリング通知の別表第2及び第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、インド産赤とうがらしのエチオン及びメタミドホスについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

検査強化 日	対象国 ・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和4年 11月1日	インド	赤とうがらし及び その加工品（簡易な 加工に限る。）	残留農薬（エチオン）	AVT MCCORMICK INGREDIENTS PVT LTD
			残留農薬（メタミドホ ス）	AVT MCCORMICK INGREDIENTS PVT LTD
	タイ	アカワケギ（アカシ ャロット）及びその 加工品（簡易な加工 に限る。）	残留農薬（ハロキシホッ プ）	P & F TECHNO CO., LTD.